福井市景観計画　概要版

福井都心地区特定景観計画区域
（福井城址周辺ゾーン）

はじめに

福井市では、景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）に基づく制度を活用し、より魅力ある個性豊かな、美しい福井のまちを創造するため、平成２０年３月３１日に、法第８条第１項に基づく「福井市景観計画」を策定し、併せて本景観計画を運用していくために必要な事柄を定めた「福井市景観条例」を同日制定しました。（平成２０年１０月１日施行）

この概要版は、福井市景観計画の特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）における行為の制限等に関する基準として、その内容をご理解いただくとともに、今後のまちづくりにご協力いただくことを目的として作成したものです。

※福井城址周辺ゾーンは福井市景観計画の第５回変更（平成 31 年１月）において指定。同４月より施行。

CONTENTS

はじめに

◆景観計画の概要
・地域の個性を活かした景観計画区域（特定景観計画区域）・・・・1
・景観形成の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
・景観形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
・まちなみのイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
・届出の対象となる行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
・届出に添付する図書の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
・届出に関する手続きのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
・景観形成基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

◆屋外広告物について
・届出の対象となる行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
・届出書に添付する図書の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・12
・届出に関する手続きのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・12
・景観形成基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

(参考図)建築物及び工作物の色彩基準・・・・・・・・・・・・・・・・16

◆景観計画の概要

地域の個性を活かした景観計画区域（特定景観計画区域）

福井市には、県都の顔である中心市街地や、まちの目印である足羽三山、歴史的に価値の高い一乗谷朝倉氏遺跡、福井県を代表する観光レクリエーションの拠点である越前水仙の群生地など、固有の景観を形成している地域が数多く見られます。

「福井市景観基本計画」では、これらの地域を「景観形成重点地区」として位置づけ、景観形成に関するきめ細かな方針や具体的施策などを示しています。

そのため、こうした重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域については、福井市景観計画区域において区分指定を行い、区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準などを定め、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導していきます。

今後、良好な景観の形成に関する地域住民の合意形成を図りながら、順次、「特定景観計画区域」の追加・拡大を行います。

⌘　福井都心地区特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）

福井城址を身近に感じながら過ごすことができる、城址に調和したまちなみの形成を図ることが望ましい区域を「福井都心地区特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）」として指定します。

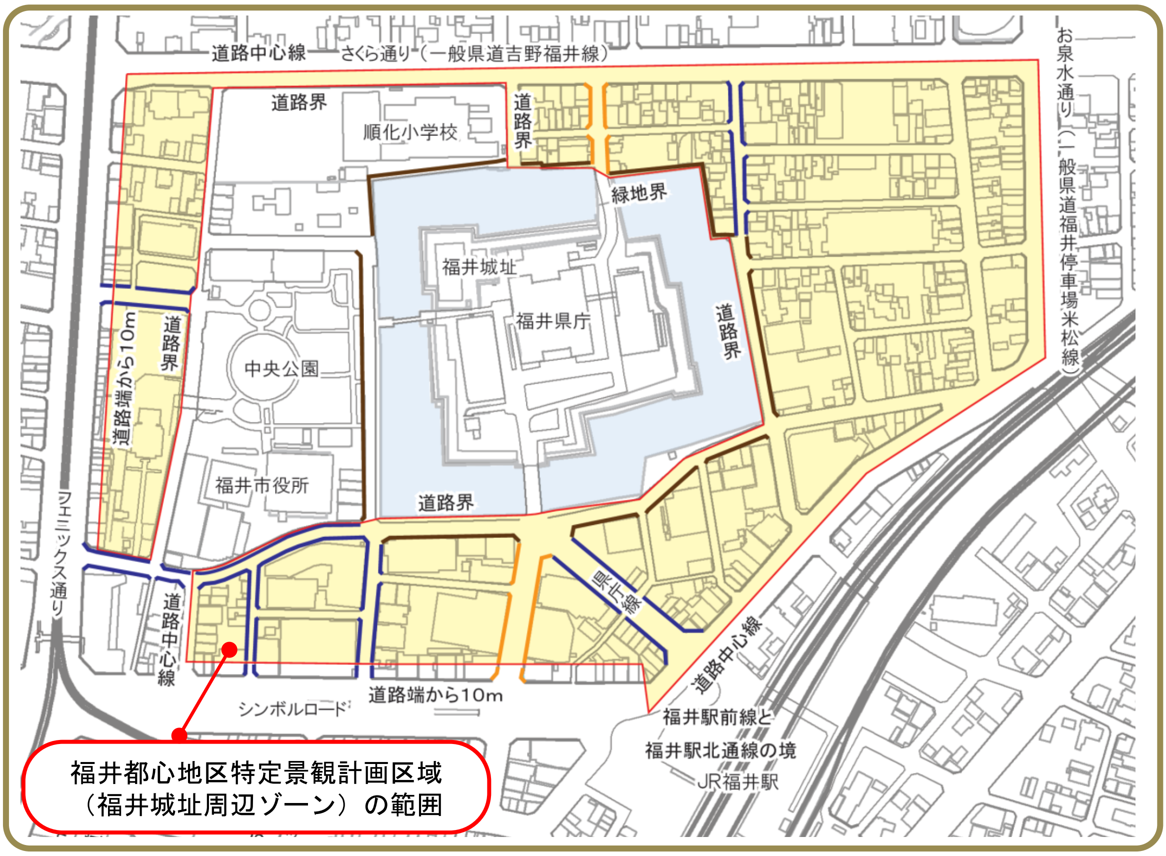

※　赤枠の区域内において行う建築物等の建築などの行為が、届出及び規制・誘導の対象となります。
　　ただし、区域内に含まれる通りに敷地が面しておらず、かつ、敷地の過半が区域に含まれない場合は、対象となりません。

※　都心部ゾーンと福井城址ゾーンにまたがる場合（都心部ゾーンの区域は「福井市景観計画概要版　福井都心地区特定景観計画区域（都心部ゾーン・中央１丁目ゾーン・浜町通り界隈ゾーン）」をご確認ください。）
　　都心部ゾーンの基準が適用されます。

※　━━、━━、━━ に着色された場所に接する敷地において、建築物等の建築などの行為を行う場合
　　━━ に接する敷地には、「堀に面する」基準を、━━ に接する敷地には「城址への導線となる道」の基準を、
　　━━ に接する敷地には、「城址への導線となる道」「歴史のみち」の基準を適用します。

景観形成の目標

『福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生』

「福井らしい景観」を象徴する優れた景観資源を良好に保全・活用するとともに、都市空間の中に埋没することのないよう公共空間やまちなみの中に積極的に取り込みながら、市民が誇りをもち、福井らしさを実感することができる、風格のあるシンボル的な景観を創生します。

住む人、働く人、訪れる人ともに福井城址を身近に感じながら過ごすことができる、緑豊かで城址に調和した景観を備えたまちなみを形成します。

景観形成の方針

『福井城址の歴史的環境に調和したまちなみの形成』

個別方針　１

歴史の核となる福井城址との調和に配慮し、城址を身近に感じられるまちなみの形成を図ります。

個別方針　２

福井城址へのアプローチとして、風格のある沿道景観を形成するとともに、福井城址への誘導性の向上や福井城址からの眺望の確保を図ります。

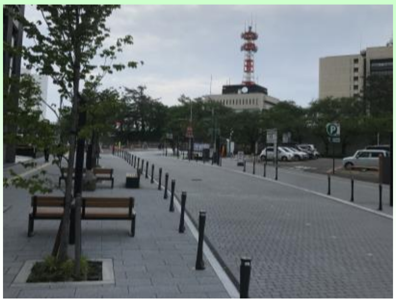

個別方針　３

緑豊かな景観や歩きたくなる歩行者空間、心地よい滞留空間を形成し、まちなかにおいて潤いのあるまちなみの形成を図ります。

まちなみのイメージ図

城址に調和したまちなみ

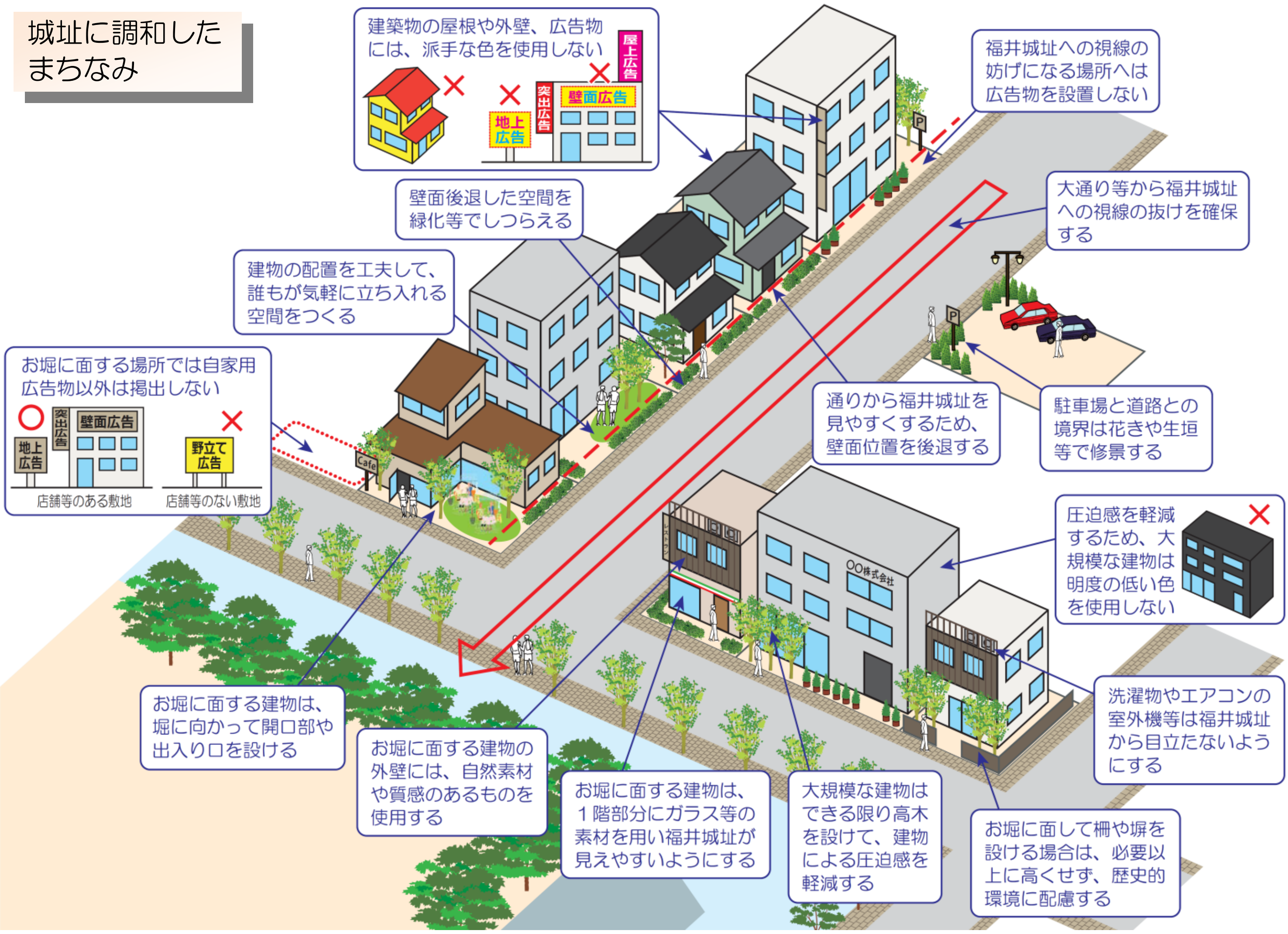

城址からの眺望に配慮したまちなみ

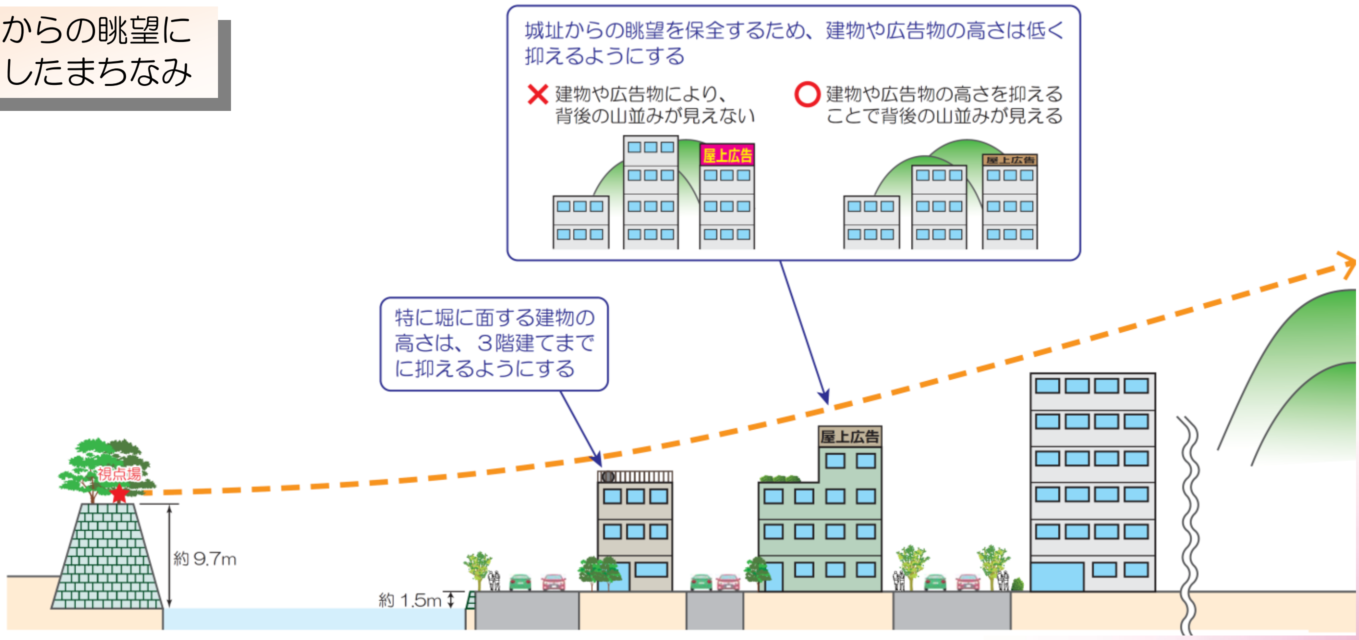

届出の対象となる行為

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 （１） 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が 10 ㎡以下のもの （２） 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 ㎡以下のもの。 （３） 工事を施工するために必要な仮設の建築物
工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物（生垣は、工作物から除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 （１） 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5m以下のもの （２） 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の 1/2 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	（１） 当該行為に係る区域の面積が 300 ㎡を超えるもの （２） 当該行為に伴い高さが 1.5mを超え、かつ、延長が 20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が 1,000 ㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物※1及び再生資源※2の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が 300 ㎡を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは、除く。
特定照明※3	（１） 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの （２） 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの

※１　廃棄物　：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第２条第１項に規定する廃棄物

※２　再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号）第２条第４項に規定する再生資源

※３　特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

届出書に添付する図書の一覧

行為の種類	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
建築物の新築等 工作物の新設等	付近見取図	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	位置図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で、縮尺 100 分の 1 以上のもの
	立面図	建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で、縮尺 50 分の 1 以上のもの 注１：着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げ（マンセル値など）を記載すること。 注２：表示する１面については、道路を含むものとし、塀や植栽等を明示すること。
	チェックリスト	p.7～p.10 に示す景観形成基準に対する適合を示したもの
土地の開墾等、 木竹の伐採、 土石等の堆積、 特定照明	付近見取図	当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
	現況写真	当該行為を行う土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真
	計画図	計画図又は施行方法を明らかにする図面
	チェックリスト	p.11 に示す景観形成基準に対する適合を示したもの

届出に関する手続きのフロー

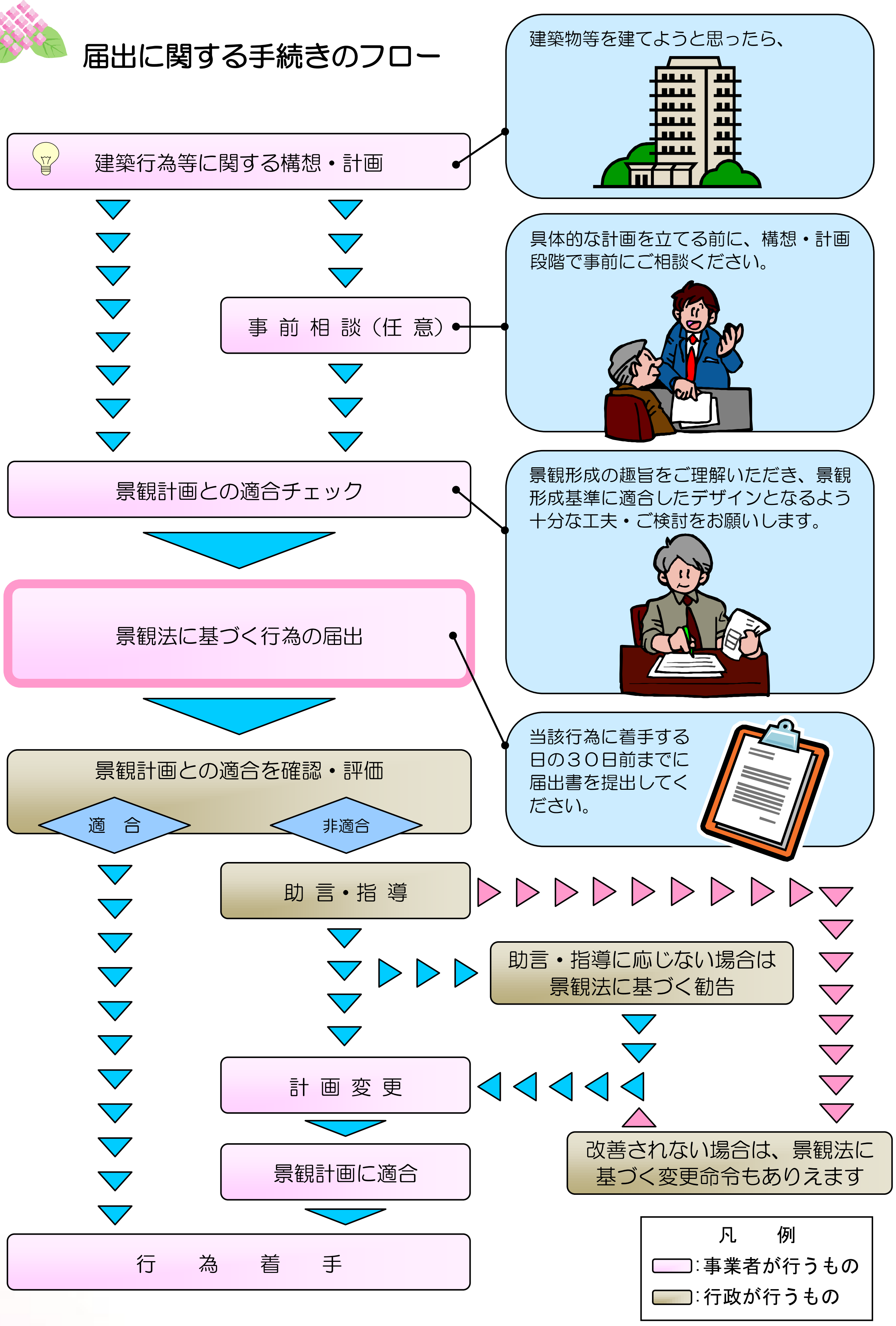

注１：福井市景観条例に基づく屋外広告物の届出（p.12）も基本的にこのフローに準じます。

注２：上記の届出のほかに、建築確認申請、福井県屋外広告物条例等に基づく許可申請等が必要となる場合があります。

景観形成基準

（1）建築物の新築等

① 配慮すべき基本的基準

1　周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。

2　快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

② 項目別基準

（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項　　目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	◎暮らしに潤いや安らぎを与えるとともに、訪れる人をもてなすため、道路との境界部は、樹木や花き等を用いてしつらえる。（例１、例２） ・緑化にあっては、四季を感じることができる樹木や花き等を用いることが望ましい。 ○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、城址への導線となる道や堀沿いの道においては快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。 ◎特に堀に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、必要以上に高くせず、福井城址の歴史的環境に配慮したデザインとする。 ・敷地に余裕がある場合は、できる限り前面道路からセットバックし、また、セットバックした空間にあっては、修景等のしつらえをすることが望ましい。 ・城址への導線となる道や堀に面する建築物では、福井城址への良好な眺望を確保するためにセットバックすることが望ましい。 ・できる限り敷地を統合して建築物の共同化に努め、建物配置を工夫することにより敷地に余裕を持たせ、セミパブリック空間の創出を図ることが望ましい。 ・敷地が大規模である場合は、建築物や外構の配置を工夫し、福井城址への視線の抜けを設けることが望ましい。さらに、福井城址への通過性を高めるため、バリアのない通り抜け空間として整備することが望ましい。 ・大規模な建築物の場合は、できる限り高木を設け、建築物による圧迫感を軽減することが望ましい。

（例１）玄関先の緑化の例

（例２）店舗の緑化の例

（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項　　目	景観形成基準
高さ	○福井城址や養浩館からの眺望景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。 ・特に堀に面する建築物は、ヒューマンスケールのまちなみを形成するため、3 階建までにおさえることが望ましい。
形態	◎周囲の景観との調和に配慮した形態とする。 ○福井城址や養浩館からの眺望景観に配慮した形態とするよう努める。 ○立体駐車場は、周囲の建築物と違和感のない形態とするよう努める。 ・屋根及び屋上の形状については、できる限り周囲の建築物との連続性に配慮することが望ましい。 ・遺構がある場合は、デザインに取り入れることが望ましい。 ・特に歴史のみちや堀に面する建築物は、壁面を分節化する等、まちなみにおける建築物の圧迫感を軽減するための工夫をすることが望ましい。
色彩	◎外観に用いる色は、マンセル値※による彩度 4 以下、無彩色は明度 2 以上とする。特に堀に面する建築物は、彩度 3 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあっては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。（例３） ・特に外壁は、マンセル値による色相が R・YR・Y 系以外の色は、彩度 2 以下とすることが望ましい。 ○大規模な建築物は、周囲に与える圧迫感等を軽減するため、低明度の色彩は使用しないよう努める。 ○使用する色数は、できる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。
素材、材料	◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。 ・自然素材や質感を重視した素材、材料を用いることが望ましい。（例４） ○特に歴史のみちや堀に面する建築物は、時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いるよう努める。

※　マンセル値：色を数値的に表すための体系（表色系）の一種で、色彩を色の３属性（色相、明度、彩度）に基づいて表現する。マンセル表色系などとも言う。色の三属性のうち、色相は色の種類、彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合をいう。
（例：マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相 5G、明度５、彩度１０）
色相ごとの詳細は、巻末の参考図を参照して下さい。

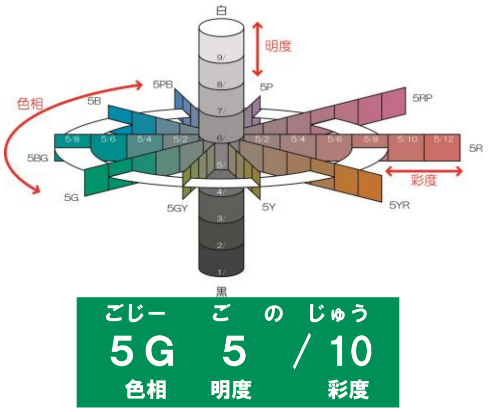

「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項　　目	景観形成基準
窓等開口部、シャッター	◎窓等開口部は、大きさ、配置等について建築物と調和したデザインとし、単調で閉鎖感のある壁面としない。 ○1 階部分に店舗がある場合は、ショーウィンドー等で演出するよう努める。 ・ショーウィンドー等を設けた場合は、閉店後の夜間もショーウィンドー内を照らすことが望ましい。 ・1 階部分に店舗がある場合は、シースルーシャッター等を設けて、閉店後の通りが殺風景とならないようにすることが望ましい。 ・特に堀に面する建築物は、堀との関係性を持たせるため、堀に向かって開口部や出入口を設けるとともに城址の歴史的環境と調和させることが望ましい。 ・特に堀に面する建築物は、城址を眺望しやすいよう 1 階部分にはできる限りガラス等の透過性の高い素材を用いることが望ましい。
ベランダ等	○ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。 ○特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、福井城址や道路等の公共空間から目立たないよう努める。
屋外階段	○色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。
附帯設備等	◎福井城址や道路等の公共空間から目立つ位置には、設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。（例５、例６） ○建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。
附属建築物	○車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。 ・福井城址や道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。

（例３）落ち着いた色彩の建物の例

（例４）自然素材を使用している例

（例５）屋上設備隠ぺいの例

（例６）屋外設備隠ぺいの例

（2）工作物の新設等

① 配慮すべき基本的基準

1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

② 項目別基準

（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項　　目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	◎道路上に設置する場合は、歩行者の邪魔にならない場所に設置する。 ○敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。 ・大規模な工作物は、福井城址から容易に望見できる場所にはできる限り設置しないことが望ましい。
高さ	○福井城址や養浩館からの眺望景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。 ○特に福井城址から容易に望見できる工作物については、形態意匠に配慮し、福井城址からの眺望への影響を軽減するよう努める。
形態	◎公共空間に設置する歩行者系標識（サイン）は、福井市公共サインマニュアルを遵守する。 ○街路灯等は、通りとしての連続性や周辺景観との調和が感じられるよう努める。（例７） ・主建築物又は周囲の景観に調和した形態とすることが望ましい。 ○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置を行うよう努める。 ○特に堀に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、福井城址の歴史的環境に配慮したデザインとするよう努める。 ○アーケードは、通りとしての連続性や周辺景観との調和が感じられるよう努める。
色彩	◎法令で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度 4 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は、面積を抑え外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ○特に堀に面する工作物の色は、彩度 2 以下とし、福井城址の歴史的環境に配慮するよう努める。 ・マンセル値による色相が R、YR、Y 以外の色は、彩度 2 以下とすることが望ましい。（例８） ○福井城址から容易に望見できる工作物については、福井城址からの眺望景観を阻害しない色彩とするよう努める。 ○使用する色数は、可能な限り少なくし、全体のバランスを阻害しないよう努める。 ・自動販売機及びモニュメント等については、上記によらず、周囲の景観に調和した色彩とすることが望ましい。
素材、材料	◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材・材料を使用する。 ○特に歴史のみちや堀に面する工作物については、時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いるよう努める。

（3）その他の行為

① 配慮すべき基本的基準

周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

② 項目別基準　　（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項　　目	景観形成基準
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	○当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。 ○道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。 ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
木竹の伐採	○樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源の 堆積	○道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による遮蔽措置に努める。 ○堆積の高さは可能な限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。 ◎特に堀に面する場所においては、遮蔽等の景観的措置を行う。
特定照明	◎周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害※とならないようにする。 ○光源の選定（光色または色温度）、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。 ○特に福井城址から容易に望見できる位置にある建築物においては、眺望景観に与える影響に十分に配慮するよう努める。

※　光害：良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響

（「光害対策ガイドライン」／環境省）

（4）景観法によらないその他の基準

次の項目に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となる行為ではありませんが、建築物、工作物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項　　目	景観形成基準
緑化、修景	・平面駐車場や暫定利用の空き地等は、道路との境界部は、樹木や花き、生垣等を用いて修景することが望ましい。

（例７）周辺景観と調和をもたせた街路灯の例

（例８）落ち着いた色彩の工作物の例

◆屋外広告物について

屋外広告物は景観を構成する重要な要素の一つであり、自己主張の強い屋外広告物は福井らしい景観の形成を阻害する要因となることから、届出の対象として適正に誘導します。

（※景観法に基づく届出行為ではなく、福井市景観条例に基づく届出行為です。）

届出の対象となる行為

行為の種　類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係るすべての行為 ただし、次に掲げるものを除く （１）　屋外広告物の表示面積が１㎡以下のもの （２）　掲示板等に表示等するもの （３）　広告期間が 30 日以内で表示等するもの （４）　法令の規定により表示等するもの （５）　国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの （６）　国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの （７）　公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの

届出書に添付する図書の一覧

図書の種類	明　示　す　べ　き　事　項
付近見取図	広告物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
位置図	当該敷地内における広告物の位置を表示する図面
意匠図	当該広告物の色彩（マンセル値）や意匠、仕上げ方法を表示した図面等
チェックリスト	p.13～p.15 に示す景観形成基準に対する適合を示したもの

届出に関する手続きのフロー

原則として、景観法に基づく届出のフローに準じます。ただし、景観法に基づく勧告・変更命令は適用となりません。（p.6参照）

景観形成基準

① 配慮すべき基本的基準

1　周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2　建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。
3　表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。

② 項目別基準　（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項　目	景観形成基準
表示等の制限	◎堀に面する場所では、自家用広告物以外は表示又は掲出をしない。 ○福井城址からの眺望を保全するため、広告物の高さは低く抑え、福井城址から容易に望見できる位置にある建築物を利用する場合は、福井城址から見える位置には表示又は掲出をしないよう努める。ただし、壁面文字、壁面広告、地上広告で必要最低限の規模で表示するものはこの限りでない。 ○福井城址に向かう眺望を保全するため、城址への視線の妨げになる場所には表示又は掲出しないよう努める。ただし、必要最低限の規模で表示するものはこの限りでない。
位置、規模、形態及び高さ	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。 ○周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。 ○広告物の数や大きさは、できる限り最小限に留めるよう努める。 ・特に歴史のみちや堀に面する広告物は、福井城址の雰囲気に配慮した形態とすることが望ましい。（例９）
色彩	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。 ○マンセル値による彩度 10 以上の色、堀に面する場所では彩度 4 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りではない。（例１０） ○上記によらない場合は、屋外広告物の１面につき、当該表示面積の 20%（堀に面する場所では 30%）以上は白色又は素材色とするよう努める。 ○さくら通り（一般県道吉野福井線）、お泉水通り（一般県道福井停車場米松線）に面する場所においては、上記によらず、都心部ゾーンの基準に準じる。 ・蛍光塗料や反射塗料等は使用しないことが望ましい。

（例９）城址の雰囲気に配慮した広告物の例

（例１０）落ち着いた色彩の広告物の例

（「◎」は必ず守るべき基準、「〇」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項　目		景観形成基準
素材・材料		◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。 ・特に歴史のみちや堀に面する広告物は、時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いることが望ましい。（例１１）
照明広告		〇光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。 〇内照式のものは、極端に大規模なものとしないよう努める。 〇点滅又は回転する付帯ランプは、使用しないよう努める。 ◎特に堀に面する場所では、点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促すものについては、この限りではない。
屋上利用広告		◎骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。 ◎１の建築物について１件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。 〇特に福井城址から容易に望見できる位置にある建築物においては、福井城址の歴史的環境に悪影響を与えない規模や表示面積にするよう努める。 〇塔型のものや極端に大規模なものは避け、周囲の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。 〇表示面積は、建築物の見付面積の 1/5 以下とするよう努める。 ・文字等（社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む）を表示した面積は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。
壁面利用広告	壁面文字	◎壁面の文字は、事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。
壁面利用広告	壁面広告	◎壁面からはみ出さないようにする。 〇表示面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の 1/5 以下とするよう努める。特に堀に面する建築物を利用する場合は、見付面積の 1/10 以下とするよう努める。 ・文字等（社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。）を表示した面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。
壁面利用広告	窓面広告	〇3 階以上の窓面には、表示しないよう努める。 〇窓面広告の表示面積（既存のものを含む。）の合計は、表示する窓の面積に対して 1/3 以下とするよう努める。
壁面利用広告	広告幕	・広告幕の表示面積（既存のものを含む。）の合計は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。

（例１１）自然素材を使用した広告物の例

（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項　目	景観形成基準
突出広告	○多数の事業所が一の建築物内にある場合は、１壁面に１列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。 ○特に堀に面する建築物を利用する場合は、できる限り小規模なものとするよう努める。 ○アーケード屋根より下部については、路面に突き出さないよう努める。 ◎歴史のみち及び県庁線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。
地上広告	◎建築物と同一敷地内の設置とし、多数の事業所が１の建築物内にある場合でも、まとめて２個以内の設置とする。 ○容易に移動させることが可能な広告物又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、１個の大きさは、高さ 1.8m以下、幅 0.9m以下とするよう努める。 ○空き地又は平面駐車場においては、２個以内とし、高さ 4m以下とするよう努める。
その他の広告物	◎貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。 ・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。 ◎のぼり旗※は、建築物と同一敷地内での設置に限る。特に堀に面する敷地では、のぼり旗は設置しない。ただし、一ののぼり旗と他ののぼり旗の距離は、これらののぼり旗のうちいずれか高いほうの高さに相当する距離の２倍以上とし、周辺環境に配慮したデザイン（形態、色彩、素材をいう。）とした上で、適切な時期・時間にのみ設置するものについては、この限りでない。 ◎アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。

※　のぼり旗：容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことが出来る状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）およびこれに類するもの。

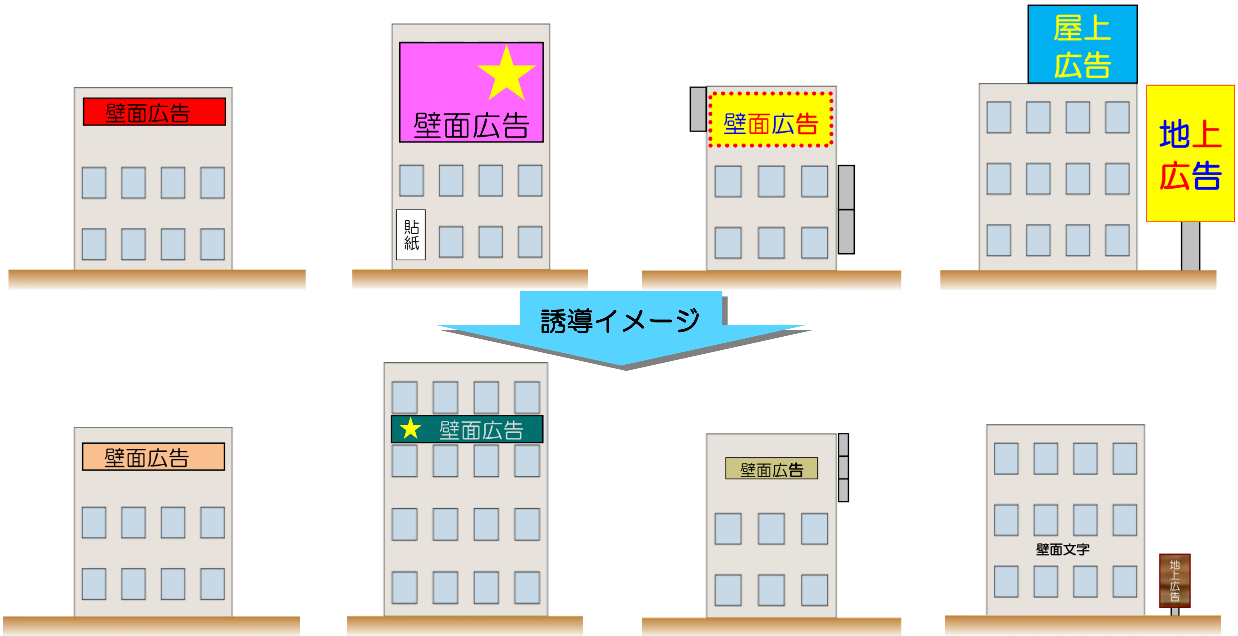

- 堀に面する広告物は、彩度４を超える色は使用しない

- 表示面積は見付面積の1/10 以下
- アクセント色は表示面積の 1/10 未満
- 貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。

- 突出広告は１壁面１列にまとめて設置
- 堀に面する広告物は点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない

- 堀に面する広告物は、福井城址の歴史的環境に配慮した形態とする

（参考図）建築物及び工作物の色彩基準

福井都心地区特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）では、建築物の新築等、工作物の新設等、屋外広告物の表示等を行う際の色彩基準を定めており、そのうち、建築物、工作物については、以下のマンセル表色系に示す各色相の枠内が使用できる範囲となります。

（堀に面する建築物：赤枠 、左記以外の建築物・工作物：青枠 ）

ただし、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。

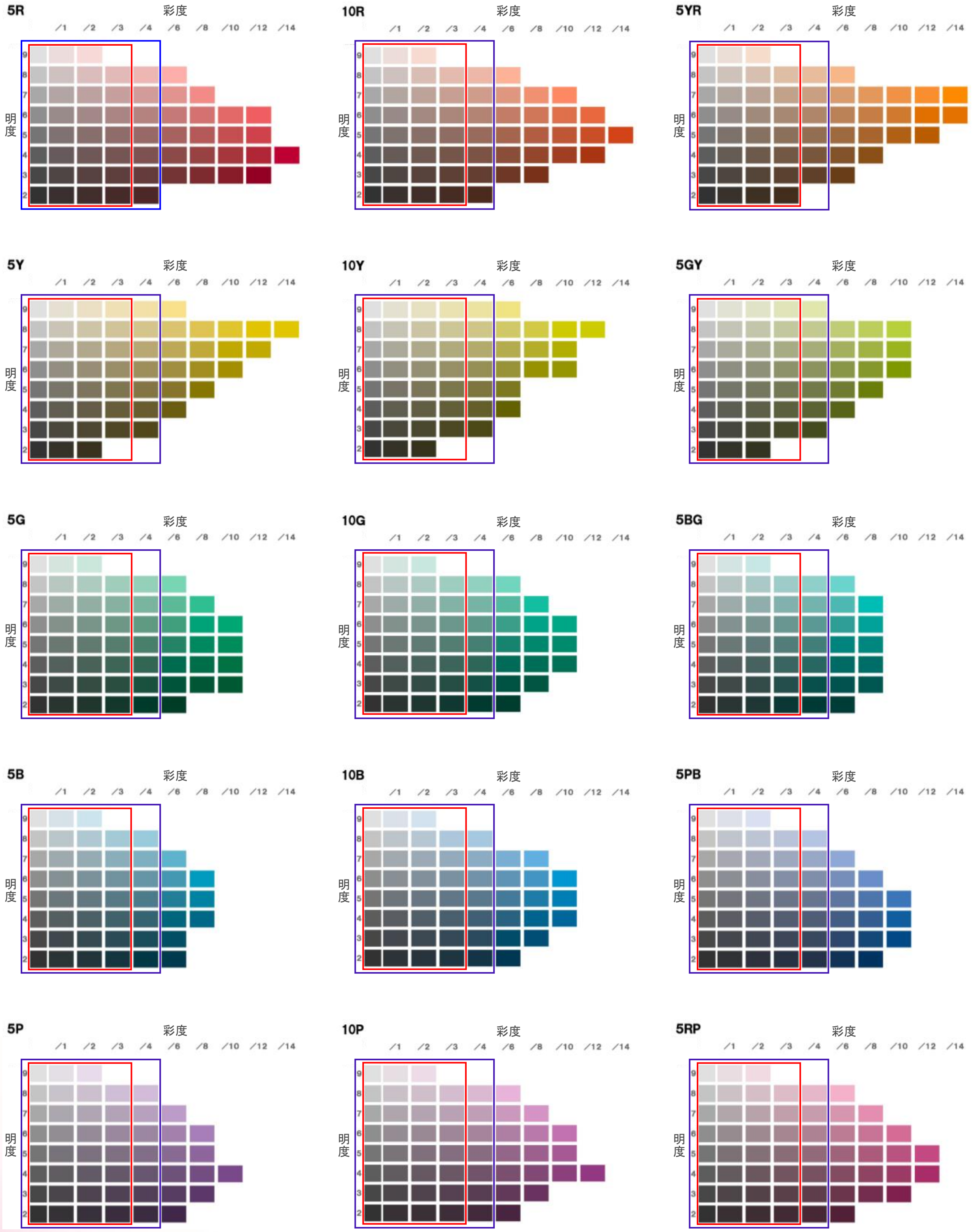

福井市景観計画　概要版
福井都心地区特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）

発　行
平成３１年1月

福井市　都市戦略部　都市整備室
〒910-8511 福井市大手３丁目 10 番１号
TEL: 0776-20-5454
E－mail: tosiseibi@city.fukui.lg.jp